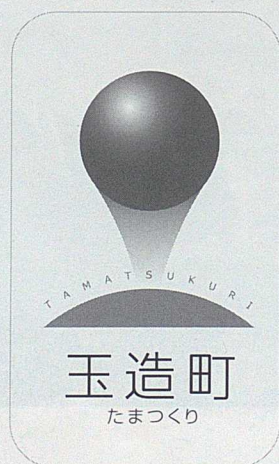


玉造

たまつくり

わたくしたちはすてきな人が住み住むとすてきな人になれる玉造町をさずきます。



合併特集

Contents

「行方郡合併協議会」がスタート	2～3
合併協定項目等	4

2004

5.10

3町の新しいまちづくりを目指して

「行方郡合併協議会」がスタート



3町の町長・議長と香取・藤島県会議員が、橋本知事に協議会設立を報告

玉造町・麻生町・北浦町の3町による合併を目指し、「行方郡合併協議会」がスタートいたしました。

これまで、玉造町においては、各区の懇談会やアンケート調査等により住民の皆さまのご意見をお聞きしながら市町村合併を慎重にすすめてまいりました。

2月20日、玉造町議会で「行方郡合併協議会」設置を議決、同様の設置議案が麻生町（3月3日）と北浦町（3月2日）の議会で可決されました。これにより玉造町・麻生町・北浦町の3町の合併を推進する「行方郡合併協議会」が3月15日に設置されました。この協議会は月二回程度開催して協議をすすめる、会場は3町の持ち回りとなります。会議は、先着20名まで傍聴できます。（傍聴証は、会議開催予定時刻の30分前から先着順に交付）これまで麻生町・北浦町では「麻生町・北浦町合併協議会」が設置され

合併に向けて協議がすすめられていました。しかし、この「行方郡合併協議会」は、3町で新たに発足したもので、内容については白紙の状態から協議を開始するものです。

行方郡合併協議会の経緯

平成16年2月

○玉造町・麻生町・北浦町3町長により、3町法定協議会の設置議案を提出することで合意

○玉造町議会で可決

平成16年3月

○麻生町、北浦町で可決

○行方郡合併協議会の発足

○行方郡合併協議会設置に係る知事報告

○玉造町が合併重点支援地域に追加指定

平成16年4月

○第1回行方郡合併協議会（玉造町）

○第2回行方郡合併協議会（北浦町）



合併の方式や

新市の名称決定方法など決まる

第1回合併協議会

4月14日（水）、玉造町役場大会議室において、第1回行方郡合併協議会が開催されました。

協議会には、3町（玉造町・麻生町・北浦町）と茨城県から選出された36名の委員が出席し、今後のスケジュールや本年度予算などを協議しました。

第2回合併協議会

4月27日（火）、北浦町役場大会議室において、第2回行方郡合併協議会が開催されました。

「合併の方式、合併の期日、新市の名称、合併協定項目（案）、行政制度の調整方針（案）」について協議がなされ、次のように決定しました。

○合併の方式・・・玉造町、麻生町、北浦町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設（対等）合併とし、市制施行を目指す。

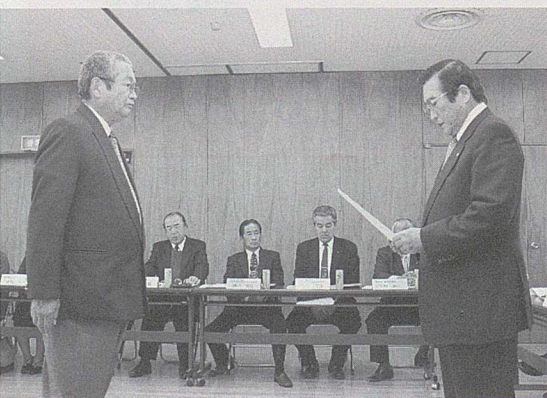
○合併の期日・・・現時点では、各種特例措置や財政支援措置が受け

られる平成17年3月31日までの合併を目標とし、具体的な時期については、今後の協議の進捗状況や各種支援措置に係る経過措置の状況等を踏まえて改めて協議。

○新市の名称・・・住民の皆さまから名称案を公募したうえで、小委員会で名称を絞り込み合併協議会で協議・決定。また、玉造・麻生・北浦の既存の名称は使用しない。

○合併協定項目・・・基本的な調整項目（合併の方式や合併の期日など5項目）・合併特例法の取扱いを調整する項目（議会議員の定数及び任期の取扱いや地域審議会の取扱いなどの5項目）・その他必要な調整項目（特別職の身分の取扱いや各種事務事業の取扱いなど14項目）・新市建設計画の合計25項目。ただし、協議の中で必要に応じて基本項目は加除できるものとする。（詳細は4ページ）

○行政制度等の調整方針・・・3町が合併した際、住民の皆さまが行



代表して委嘱状の交付を受ける鈴木忠芳委員

政制度等の違いにより、混乱したり、不利益を受けたたりする事がないよう、調整を統一のかつ体系的に行うための基本原則と基本的な考え方を決定。

第3回協議会は5月12日（水）午後2時から麻生町宇崎レイクエコー「大研修室」で開催予定。新市の事務所の位置、財産の取扱い、議員定数及び任期の取扱い、新市建設計画の策定方針（案）について協議されます。

なお、「行方郡合併協議会」の協議の進捗状況は、月一回程度発行される「合併協議会だより」（仮称）等でお知らせする予定です。また、行方郡合併協議会のホームページでもご覧いただけます。

☆ 合併協定項目について

区 分	番号	協 定 項 目
基本的な調整項目	1	合併の方式
	2	合併の期日
	3	新市の名称
	4	新市の事務所の位置
	5	財産の取扱い
合併特例法の取扱いを調整する項目	6	議会議員の定数及び任期の取扱い
	7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い
	8	地域審議会の取扱い
	9	地方税の取扱い
	10	一般職の職員の身分の取扱い
その他必要な調整項目	11	特別職の職員の身分の取扱い
	12	条例、規則等の取扱い
	13	事務組織及び機構の取扱い
	14	一部事務組合等の取扱い
	15	使用料、手数料等の取扱い
	16	公共的団体等の取扱い
	17	補助金、交付金等の取扱い
	18	町名・字名の取扱い
	19	慣行の取扱い
	20	国民健康保険事業の取扱い
	21	介護保険事業の取扱い
	22	行政区の取扱い
	23	電算システムの取扱い
	24	各種事務事業の取扱い
	25	新市建設計画



各種事務事業

- [1] 広報広聴関係事業
- [2] 消防防災関係事業
- [3] 納税関係事業
- [4] 窓口業務
- [5] 環境対策事業
- [6] 保健衛生事業
- [7] 福祉関係事業
- [8] 農林水産関係事業
- [9] 商工・観光関係事業
- [10] 建設関係事業
- [11] 上水道事業
- [12] 学校教育事業
- [13] 生涯学習事業



玉造町・麻生町・北浦町が合併すると

人 口 41,023人

世帯数 11,305世帯

面 積 ~~16,638K m²~~

166.33K m²

お知らせ

第3回協議会 平成16年5月12日(水)
麻生町 レイクエコー
午後2時～

第4回協議会 平成16年5月27日
玉造町 予定



玉造町のすがた

面積51.25km²(霞ヶ浦を含まず)

◆男6,927人◆女7,063人◆合計13,990人◆3,990世帯

【平成16年4月30日現在(住民基本台帳)】



町の花(ひまわり)



町の木(さくら)



町の鳥(うぐいす)

発行/玉造町役場 編集/企画課
〒311-3512 茨城県行方郡玉造町甲404番地
☎ 0299-55-0111(代) ☎ 0299-55-0110

玉造町ホームページ <http://www.town.tamatsukuri.ibaraki.jp>

Eメール

mail@town.tamatsukuri.ibaraki.jp

「行方郡合併協議会」のホームページ

<http://www.sopia.or.jp/e-gappei/n/>